

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する  
協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及び東通村（以下「乙」という。）と東北電力株式会社（以下「丙」という。）の間において、東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第21条の規定に基づき、次のとおり細則を定める

（関係法令）

第1条 協定書第1条及び第19条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条に規定する保安規定及び発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）を含むものとする。

（情報公開）

第2条 協定書第2条に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（事前了解の対象）

第3条 協定書第3条に定める原子炉施設とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。また、これと関連する施設とは、復水器の冷却に係る取放水施設をいう。

2 事前了解を必要とする変更は、原子炉等規制法第26条の規定に基づく原子炉設置の変更の許可の申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第4条 協定書第8条第1項及び第2項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第8条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した東通村原子力発電所安全対策委員会の委員とする。

3 前項の者は、測定立会い等同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるとき

は、これを提示しなければならない。

(連絡の時期)

第5条 協定書第9条第1項に定める新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第6条 協定書第10条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報 告 事 項	報告頻度	報 告 期 限
(1)発電所の運転保守状況（試運転を含む。以下同じ。）		
イ 運転計画	年度ごと	当該年度開始前まで
ロ 運転状況	月ごと	当該月終了後30日以内
ハ 新燃料の貯蔵状況	四半期ごと	当該四半期終了後30日以内
ニ 使用済燃料の貯蔵状況	月ごと	当該月終了後30日以内
ホ 主要な保守状況	月ごと	当該月終了後30日以内
へ 定期検査の実施計画	検査の都度	当該検査開始前まで
ト 定期検査の実施結果	検査の都度	当該検査終了後30日以内
チ 従事者の被ばく状況	四半期ごと	当該四半期終了後30日以内
リ 女子の従事者の被ばく状況	四半期ごと	当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性物質の放出状況	月ごと	当該月終了後45日以内
(3) 放射性固体廃棄物の保管量	月ごと	当該月終了後30日以内
(4) 環境放射線及び温排水等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(5) その他の事項	その都度	その都度協議のうえ定める

2 協定書第10条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### (異常事態)

- 第7条 協定書第11条第1項第8号に規定する異常事態は、放射性物質等の取り扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。
- 2 協定書第11条第1項第9号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号。）に基づき報告対象とされている事象をいう。
- 3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。
- 4 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### (立入調査)

- 第8条 協定書第12条第1項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 協定書第12条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した東通村原子力発電所安全対策委員会の委員とする。
- 3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲及び乙は、協定書第12条第3項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

#### (措置の要求等)

- 第9条 協定書第13条第1項に定める「原子炉の運転の停止」には、安全確保のため必要な操作は含まないものとする。

#### (安全確保のための遵守事項)

- 第10条 協定書第8条、第10条、第11条及び第12条の規定により丙の管理する場所に立ち入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(公表)

第11条 甲及び乙は、協定書に基づく公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(協議)

第12条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この細則の締結を証するために、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において、署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年2月5日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事

乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

東通村長

丙 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社  
取締役社長